

神栖市A・Bトラック地区外縁部モニタリング孔の調査結果等について

平成19年9月26日(水)

環境省環境保健部環境安全課環境リスク評価室

TEL 03(3581)3351

室長 森下 哲(内線6340)

室長補佐 筒井 誠二(内線6341)

環境専門調査員 内藤 美雄(内線6342)

茨城県

TEL 029(301)1111

生活環境部環境対策課長 斉藤 幸一

課長補佐(技術総括) 安達 賢一(内線2962)

保健福祉部生活衛生課長 村山 正利

課長補佐 白田 良夫(内線3428)

" 保健予防課長 土井 幹雄

健康危機管理対策室長 青山 充(内線3211)

神栖市生活環境部環境課

TEL 0299(90)1111

課長 野口 正信(内線540)

地下水汚染対策室長 猿田 俊治(内線546)

神栖市のA・Bトラック地区の外縁部に設置したモニタリング孔の地下水調査において、新たに、B地区の南西地域の2孔(M-18及びM-29)から0.001~0.002 mg/lのジフェニルアルシン酸(DPAA)が検出されたので、今後の対応と併せてお知らせします。なお、M-18は平成17年4月18日に発表した調査結果において検出が確認されていた1孔(M-3)の地下水下流側、M-29は平成17年9月16日に発表した調査結果において検出が確認されていた1孔(M-20)の地下水下流側にあり、それぞれ平成17年度に設置したモニタリング孔です。

また、B地区の南西地域においては、これまでの調査により、地下水の下流方向への流速がA・Bトラック内よりも概ね2倍程度速いことが確認されました。この新たな知見による井戸水の飲用等の自粛区域拡大についてもお知らせします。

1 ジフェニルアルシン酸の調査結果等について

(1) 調査対象範囲

A・Bトラック地区の外縁部に設置したモニタリング孔 (M-1～M-32)

(2) 調査結果等

- ・採水日：平成19年7月24～31日
- ・新たにDPAAが検出された件数：2件 (M-18及びM-29孔 (図参照))

モニタリング孔	M-18	M-29
検出値 (ヒ素換算値)	採水深さ 10m：不検出 採水深さ 20m：不検出 採水深さ 26m：0.002 mg/リットル	採水深さ 10m：0.001 mg/リットル 採水深さ 20m：0.001 mg/リットル 採水深さ 30m：0.001 mg/リットル

※DPAA不検出：定量下限値未満のことをいう。

本分析の定量下限値は0.001 mg/リットル (ヒ素換算値) である。

2 今後の対応について

1の調査結果と、これまでの調査により、B地区の南西地域においては、地下水の下流方向への流速がA・Bトラック内よりも速いことが確認されたことを受け、「茨城県神栖町における地下水汚染範囲のモニタリング及び飲用井戸水の安全確保について」(別紙)等に基づき、以下の対応を講ずる。

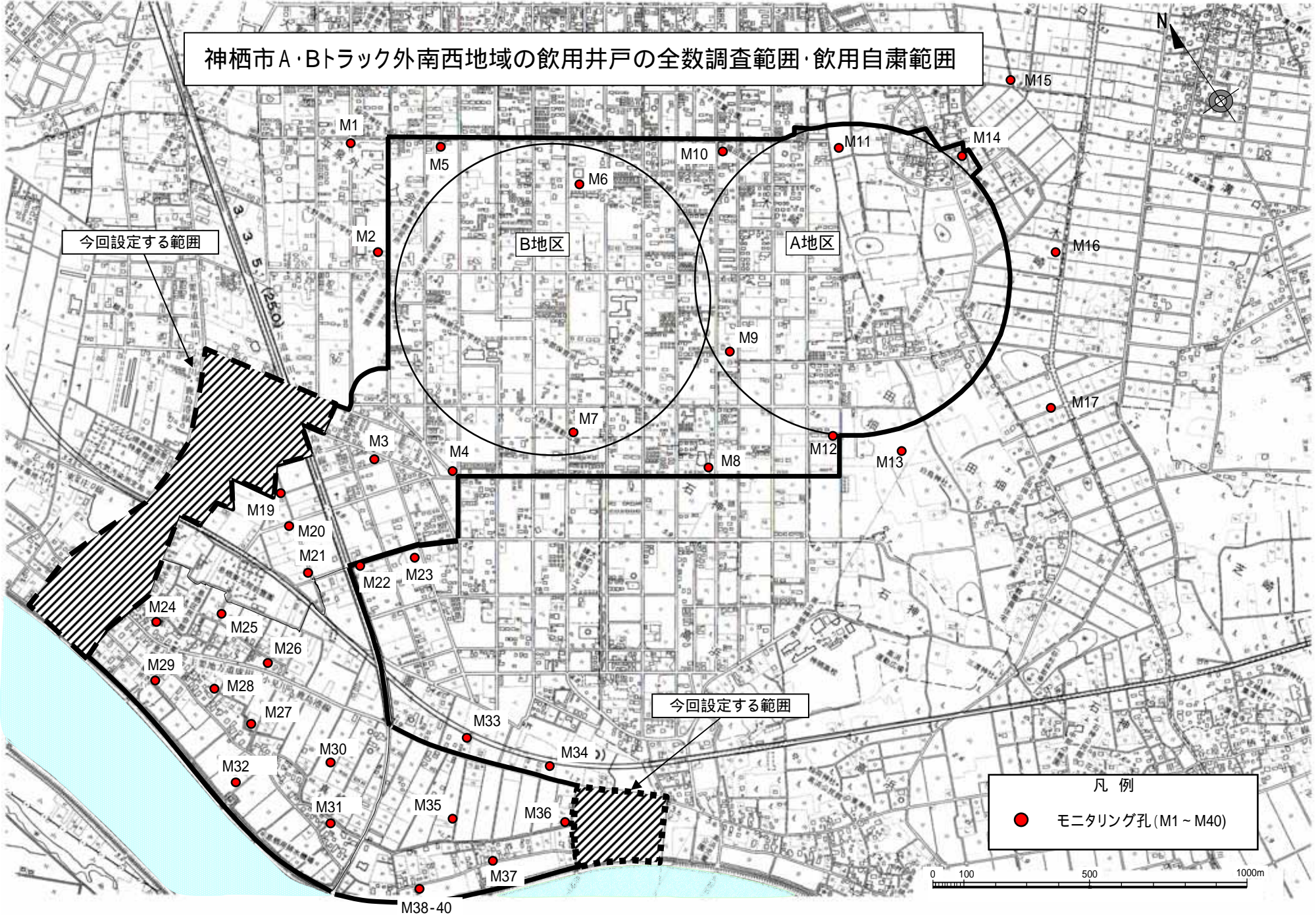
(1) 当面の対応

- ・ A・Bトラック外南西地域のM-18及びM-29孔から概ね200～600メートル圏内、並びに、M-36孔から概ね300m圏内 (図参照) の全ての飲用井戸の調査
- ・ A・Bトラック外南西地域のM-18及びM-29孔から概ね200～600メートル圏内、並びに、M-36孔から概ね300m圏内 (図参照) の井戸水の飲用等の自粛指導
- ・ 仮設給水所の設置

(2) その後の対応

- ・ 上記(1)の飲用井戸の調査結果をもとに、専門家の意見を踏まえて、井戸水が汚染されている可能性のある範囲を決定する。
- ・ 上記(1)の飲用井戸の調査結果をもとに、専門家の意見を踏まえて、当該地域周辺で新たなモニタリング孔を設定し、継続的なモニタリングを実施する。
- ・ A・Bトラック地区及び外縁部について定期的な地下水モニタリングを継続することにより、引き続き汚染状況を監視する。

神栖市A・Bトラック外南西地域の飲用井戸の全数調査範囲・飲用自肅範囲



今回設定する範囲

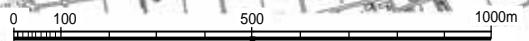
B地区

A地区

今回設定する範囲

凡例

- モニタリング孔 (M1 ~ M40)



M38-40

(平成16年7月5日 第4回国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会決定事項)

茨城県神栖町における地下水汚染範囲のモニタリング
及び飲用井戸水の安全確保について

環 境 省
茨 城 県
神 栖 町

1. 地下水汚染範囲のモニタリング

これまでの調査の結果から、地下水、井戸水がジフェニルアルシン酸に汚染されているおそれがあるのは、おおむねA地区、B地区を中心とするいわゆるABトラック内に限られていると考えられる。

このため、この範囲内における井戸水の飲用の自粛等について住民に要請を行っているところ。

今後、環境省は、茨城県及び神栖町と協力して、①ABトラック内の汚染の状況、地下水位等のデータをもとに汚染の状況を把握・予測しつつ、②ABトラックの外周17カ所に設置したモニタリング孔（別紙）において、季節ごとに地下水中のジフェニルアルシン酸、地下水位及び地下水の流向・流速等を測定し、地下水の汚染範囲がABトラックの外に拡大していないことを監視する。

2. ABトラックの外で汚染が認められる（認められるおそれがある）場合の対応

データ予測から汚染の拡大のおそれがある場合やモニタリング孔の地下水から汚染が発見された場合など、ABトラックの外で汚染が認められる（認められるおそれがある）場合には、以下の対応をとることとする。

1) 井戸水が汚染されている可能性のある範囲の決定

まず、広めの範囲で抜き取り調査を行った上で、その結果を踏まえて井戸水が汚染されている可能性のある範囲を絞り込むこととし、具体的な手順は下記のとおり。

①抜き取り調査の範囲の決定

新たに発見された汚染地点の周辺の井戸水について、専門家の意見を踏まえて抜き取り調査を行う範囲、調査井戸を決定（毒ガス総合調査検討会の一部委員のアドバイスを受けて決定）。

②井戸水調査の実施

①で決定された範囲内の調査対象井戸について、茨城県及び神栖町が採水を行い、環境省が分析を行う（まず総ヒ素を分析し、総ヒ素が検出されたもののみジフェニルアルシン酸の分析を行う。）。

③井戸水が汚染されている可能性のある範囲の決定

②の調査結果をもとに、専門家の意見を踏まえて、井戸水が汚染されている可能性のある範囲を決定（毒ガス総合調査検討会の一部委員のアドバイスを受けて決定）。

2) 井戸水が汚染されている可能性のある範囲内の飲用井戸水の全数調査

1) ③によって確定された井戸水汚染範囲内の飲用井戸について、全数調査を実施（2の1）②と同様に、茨城県及び神栖町が採水を行い、環境省が分析を行う）。

3) 新たなモニタリング範囲の設定

2) の調査結果をもとに、専門家の意見を踏まえて、該当地域周辺で新たなモニタリング井戸を設定し（毒ガス総合調査検討会の一部委員のアドバイスを受けて設定）、継続的なモニタリングを実施する。

神栖市A Bトラック南西地域における飲用井戸の調査結果等について

平成19年10月30日(火)
環境省環境保健部環境安全課環境リスク評価室
TEL 03(3581)3351
室長 森下 哲(内線6340)
室長補佐 筒井 誠二(内線6341)
環境専門調査員 内藤 美雄(内線6342)

茨城県
TEL 029(301)1111
生活環境部環境対策課長 斉藤 幸一
課長補佐(技術総括) 安達 賢一(内線2962)
保健福祉部生活衛生課長 村山 正利
課長補佐 白田 良夫(内線3428)
" 保健予防課長 土井 幹雄
健康危機管理対策室長 青山 充(内線3211)

神栖市生活環境部環境課
TEL 0299(90)1111
課長 野口 正信(内線540)
地下水汚染対策室長 猿田 俊治(内線546)

神栖市A・Bトラック地区の外縁に設置したモニタリング孔の地下水調査において、B地区の南西地域の2孔(M-18及びM-29)よりジフェニルアルシン酸(DPAA)が検出されたことについて、本年9月26日に公表したところです。

これを踏まえ、「茨城県神栖町における地下水汚染範囲のモニタリング及び飲用井戸水の安全確保について」(別紙)に基づき、M-18及びM-29孔からおおむね200～600メートル圏内、並びにM-36孔から概ね300メートル圏内の全ての飲用井戸78件の調査を実施したところ、新たに1か所の飲用井戸から0.035mg/Lのジフェニルアルシン酸が検出されましたのでお知らせします。

今回、飲用井戸の調査を行った範囲においては、本年9月26日の時点で既に井戸水の飲用等の自粛のお願いを行っていますが、引き続き井戸水の飲用等の自粛をお願いします。

また、今回ジフェニルアルシン酸が検出された井戸の周辺地域において、新たな地下水汚染の監視区域を設定し、井戸水の飲用等の自粛指導を行う等の措置を講じることとしています。

1 ジフェニルアルシン酸の調査結果等について

(1) 調査対象範囲

B地区の南西地域のジフェニルアルシン酸が検出されたモニタリング孔（M-18及びM-29）から概ね200～600メートル圏内、並びに、M-36孔から概ね300メートル圏内の全ての飲用井戸（図参照）

(2) 調査結果等

- ・採水日：平成19年10月1～3日
- ・採水件数：78件
- ・不検出：77件
- ・検出：1件

検出値（ヒ素換算値）：0.035mg/ℓ

※DPA A不検出：定量下限値未満のことをいう。

本分析の定量下限値は0.001mg/ℓ（ヒ素換算値）である。

2 今後の対応について

飲用井戸の調査を行った範囲においては、本年9月26日時点で既に井戸水の飲用等の自粛のお願いを行っていますが、引き続き井戸水の飲用等の自粛をお願いします。

今回ジフェニルアルシン酸が検出された飲用井戸から概ね200～600メートル圏内に、新たに地下水汚染の監視区域を設け、井戸水の飲用等の自粛指導を行うこととしています。また、当区域については、飲用井戸の全数調査を実施するとともに、専門家の意見を踏まえて、新たなモニタリング孔を設定し、地下水汚染範囲の監視を行うこととします。（図参照）